

令和 2 年 5 月 7 日現在

機関番号：15201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03156

研究課題名(和文) 古代日本における国郡制形成に関する考古学的研究

研究課題名(英文) Archaeological study on the formation of the system controlling province and local in ancient Japan

研究代表者

大橋 泰夫 (OHASHI, YASUO)

島根大学・学術研究院人文社会科学系・教授

研究者番号：80432615

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、国府を中心とした国内統治のあり方について、一郡内における郡衙施設の複数配置、郡衙移転の問題、国府や郡衙・駅家などの官衙遺跡群の形成を中心に検討を行った。その結果、国府を中心とした地方支配については、7世紀末頃までに全国的に国の骨格である官道とともに郡衙・駅家が整備されたことを明らかにした。大宝令施工の8世紀以降ではなく、7世紀末以降に交通の要衝地に官衙遺跡群が形成され、郡内各所に別院や正倉別院が設置され、国府が中心となり、有機的な関係の下に地方行政が実施されていた点を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本の古代国家は、中国にならぬ中央集権的支配の徹底を図った。その中で宮都や地方官衙は舞台装置として同時に支配の手段としての役割を果たした。律令国家が国郡制を敷き、各国に地方官衙として国府、郡衙を配置し、地方の統治にあたった。

これまで地方官衙の設置にあたっては、主に郡内における地域支配の観点が重要と理解されてきた。しかし、本研究で明らかにしたように、国府・郡衙の設置は国全体の交通大系とも深く関わるものであった。

研究成果の概要(英文)：In this study, we have examined the system of local governance by provincial headquarters, focusing on (1) the locations of multiple local government facilities in a local area, (2) the problem of relocation of local government offices, and (3) the formation of a group of government facilities such as provincial headquarters, local government offices and facilities for providing houses. Regarding the local governance system by provincial headquarters, this study demonstrated that the local government offices and the facilities for providing houses had been developed nationwide along with the official roads by the end of the 7th century. It was also revealed that the government offices had been developed at important locations of transportation, the local offices had been located over the local area, and the local governance had been implemented under organic relationships by provincial headquarters after the end of the 7th century, not after the 8th century.

研究分野：考古学

キーワード：地方官衙 国府 郡衙 駅家

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

考古学と文献史学との学際的な研究が進むなか、古代日本の国家形成過程を復原する上で、地方行政の機能がどのように形成・整備されていったかを国府・郡衙遺跡の実務施設を中心に解明する必要がある。考古学による古代国家の地方行政システムの解明は、地方官衙である国府・郡衙遺跡の研究を通してなされてきた。

一方で、こうした地方官衙遺跡の研究から明らかにされてきた国郡制支配の形成過程は、文献史学を中心とする意見とは異なる点があり、古代国家の形成過程や地方支配の実態を理解する上で大きな問題となっていた。

これまで国府が恒久的な官衙施設として全国的に成立するのは8世紀第2四半期頃で、それ以降に国府が建設され、文書行政を主とする実務施設も整備されるとみる説が有力であった。文献史学では、国府が成立する8世紀前半まで国郡制に基づく地方行政システムは未整備であり、郡衙(郡家)が地方における行政機能の中心で、郡衙で租税貢進のとりまとめなどを行っていたと評価する説もある。文献史学では、国府が独立した官衙施設として創設される8世紀前半までは、郡衙に間借りして行政の場として利用していたとし、その後、国府が8世紀中頃までに成立し、郡衙とともに地方支配が完成したとみる意見が強い。

しかし、筆者は国府・郡衙の発掘調査成果を踏まえると、その実態は異なっており、国府は7世紀末頃に全国に設置され、国郡制による地方支配が実現していたと理解している。国府や郡衙において、実務施設は国庁・郡庁とともに7世紀末から8世紀にかけて創設され、整備されるのが8世紀前葉と考えている。出雲国府・阿波国府から国府の実務的な機能を示す評制下(7世紀末頃)の木簡が出土している点は、実務施設の設置が国庁と同じ頃であったことを裏付ける。近年、7世紀末頃に遡る国司館も武蔵国府で確認され、この時期に都から派遣された国司が国府に常駐していたことは確かである。

したがって、8世紀前半まで国府は未整備であり、国府機能は郡衙施設によって代用されていたとする説は、考古学的な成果からみて考えがたい。その一方、8世紀前半までは郡衙が国府の機能も兼ねて、地方行政の場となっていたとみる説もある。これは国府・郡衙の実態について検討が不十分で不明な点が多いためである。近年における国府・郡衙の発掘調査成果はめざましいものがあり、全国的に地方官衙の構造を再検討することが必要となっていた。

2. 研究の目的

日本の古代国家は、中国にならい中央集権的支配の徹底を図った。その中で宮都や地方官衙は舞台装置として同時に支配の手段としての役割を果たした。律令国家が国郡制を敷き、各国に地方官衙として国府、郡衙を配置し、地方の統治にあたった。こうした中で、国府が7世紀末～8世紀初頭ころに郡衙とともに成立し地方支配の拠点となり、郡衙では郡庁や正倉が整備されていった。

本研究の目的は、地方官衙遺跡を通して、地方における国郡制支配のあり方を検討することである。具体的には国府とともに地方の行政機能を担っていた郡衙が、国郡制のシステムの中で、どのような構造や機能を持ち、国内の統治のために、どのような理由で設置されていたか、古代交通路との関係は如何なるものだったか、その実態について解明するものである。

3. 研究の方法

本研究では、国府と郡衙との関係、郡衙の構造や配置、出土遺物の分析を通して、国府創設を契機として郡衙が設置され、実務施設が設置されていくことを明らかにするために、基礎作業として各地の国府および郡衙遺跡の出土遺構・遺物の資料調査および現地確認を行った。その上で、総合的検討をすすめ、最終年度に研究成果報告書としてまとめることにした。

具体的な作業としては、遺構については報告書とその遺跡に関わる先行研究の検討を行った。出土遺物については、遺構の年代を把握する上で基準となる土器・瓦類、実務機能を示す硯類などを実見し、必要に応じて資料化(実測図作成・写真撮影)を行った。その上で、遺構と遺物から総合的に地方官衙である国府、郡衙などを検討した。

地方官衙遺跡については、『出雲国風土記』から国府と郡衙の位置がわかる出雲国や、考古学的に国府・郡衙の諸施設がよくわかっている出雲国・下野国・上野国・常陸国・陸奥国・伯耆国などの事例分析を通して、検討を行った。あわせて、一郡内に複数の郡衙施設がみついている因幡国などの事例も検討し、一郡内に複数設置された郡衙が、国府の下に実務施設として機能していたことを論じた。

地方官衙遺跡を通して、地方における国郡制支配のあり方を検討する上で、古代の地方官衙に関わる記載がある史料『出雲国風土記』、『常陸国風土記』、『上野国交替実録帳』の分析は必要である。これに関わる島根県や東日本の各地の地方官衙遺跡、古代交通に関わる遺跡との学際的研究についても、共同研究者と連携して行った。

4. 研究成果

本研究では、郡衙の郡内における複数配置、移転の問題、官衙遺跡群の形成を中心に検討を行った。これまでも指摘されてきたように、多くの場合、郡衙の設置については駅路を中心とする交通路との関係が重視されていることを確認することができた。

官衙と交通との関係は、『出雲国風土記』の記載が重要である。『出雲国風土記』によれば、天

平5年(733)以前、黒田駅は西北2里(約1キロ)の黒田村にあった。後に黒田駅は東に移転し、郡家と同じ位置になったと風土記に記載された。黒田駅は733年までに山陰道と隠岐道の十字街付近に移転し、出雲国庁、意宇郡衙、意宇軍団と近接していた。移転前にあった黒田駅の移転理由としては、国庁北側の十字街付近という隠岐国に向かう駅路に便がよい位置に移転した点から、駅路の再編・整備と密接に関わっていた。黒田駅の移転は国府や駅路(山陰道・隠岐道)の設置・整備と深く関わる。その移転時期については、出雲国府の成立が7世紀末である点から、国府や駅路の整備とともに行われたものだろう。各地でみつかる官衙遺跡群についても、交通の要衝地に設置されている場合が多い。

また、郡内各所に正倉や支所といった複数の官衙施設を配置することが各地で行われていることを確認した。一郡内における複数の郡衙施設を配置して統治を行うシステムは、7世紀末頃には成立していた。一方で、『出雲国風土記』には、郡衙とは別の地点に正倉が設置されている郡と郡衙の位置だけが記載された郡があり、天平5年時点における出雲国内の実態を示すと理解していた。しかし、神門郡内の遺跡を検討した結果、風土記には記載されていない郡衙施設も存在していた可能性が高いことを把握した。『出雲国風土記』記載によって地方官衙研究を進める上で注意すべき点を示すこともできた。

建郡や分郡の問題についても検討した。史料上は8世紀前葉に多いが、考古学的な検討によれば、実際には7世紀末頃の評段階には、先行して別院が設置されている場合があった。郡衙が一郡内に複数配置され、駅家などと同所に設置されるあり方は、大宝令以降に始まるものではなく、評段階の7世紀末頃に遡るものであった。分郡前から支所や正倉別院として地域支配の役割を担っていた官衙施設が、建郡後に本院となって郡衙機能を果たしていく場合もある点を確認した。

これまで郡衙の設置場所は、主に郡内における地域支配の観点が必要と理解されてきた。しかし、『出雲国風土記』に記された大原郡衙については、移転後の位置が大原郡域の中心から離れた地点に置かれている点から、郡内交通の視点でなく出雲国全体の交通大系上のものとした。大原郡衙の移転は郡内の地域支配よりも、国府を中心とした国内全体の交通の中で理解すべきであり、国府設置やそれに関わる国内の交通網の整備との関係が大きかった。郡衙は国衙とは別に独立した官衙施設で郡内統治を主目的にした機能が中心であったが、国府を中心とした交通網の中で設置される場合もあった。

評・郡衙は、全国的に7世紀末頃に成立する。地方官衙の形成過程において大きな画期としては、7世紀末の藤原京期において国府が設置されたこととしてきた。本研究の検討の結果、国府を中心とした地方支配については、7世紀末頃には全国的に国の骨格である官道とともに郡衙・駅家が整備されたことを再確認することになった。大宝令以降ではなく、評段階に交通の要衝地に官衙遺跡群が形成され、郡内各所に別院や正倉別院を設置され、国府が中心となり、有機的な関係の下に地方行政が実施されていた点を把握した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 大橋泰夫	4. 巻 1
2. 論文標題 古代の官衛と寺院	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 「平安のドラマ・横江荘は語る」資料集 白山市教育委員会	6. 最初と最後の頁 63-76
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大橋泰夫	4. 巻 692
2. 論文標題 総論 最新の郡衛研究	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 考古学ジャーナル	6. 最初と最後の頁 1-4
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大橋泰夫	4. 巻 33
2. 論文標題 杉沢遺跡等の道路構造について	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 出雲国古代山陰道発掘調査報告書	6. 最初と最後の頁 63-66
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大橋泰夫	4. 巻 なし
2. 論文標題 官衛と古代交通	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『古代の都城と交通』竹林社	6. 最初と最後の頁 410-429
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大橋泰夫	4. 巻 なし
2. 論文標題 各地の国府と伊予国府	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『伊予国府を考える記録集』愛媛県埋蔵文化財センター	6. 最初と最後の頁 86-92
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 大橋 泰夫	4. 発行年 2018年
2. 出版社 吉川弘文館	5. 総ページ数 254
3. 書名 古代国府の成立と国郡制	

1. 著者名 大橋泰夫, 出浦崇, 江角健, 志賀崇, 平石充, 藤木海, 堀部猛	4. 発行年 2020年
2. 出版社 基盤研究(C)研究成果報告書	5. 総ページ数 160
3. 書名 古代日本における国郡制 形成に関する考古学的研究	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考